

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（水路改修事業）水橋地区）を行うことについて令和2年10月5日認可した。

令和2年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造